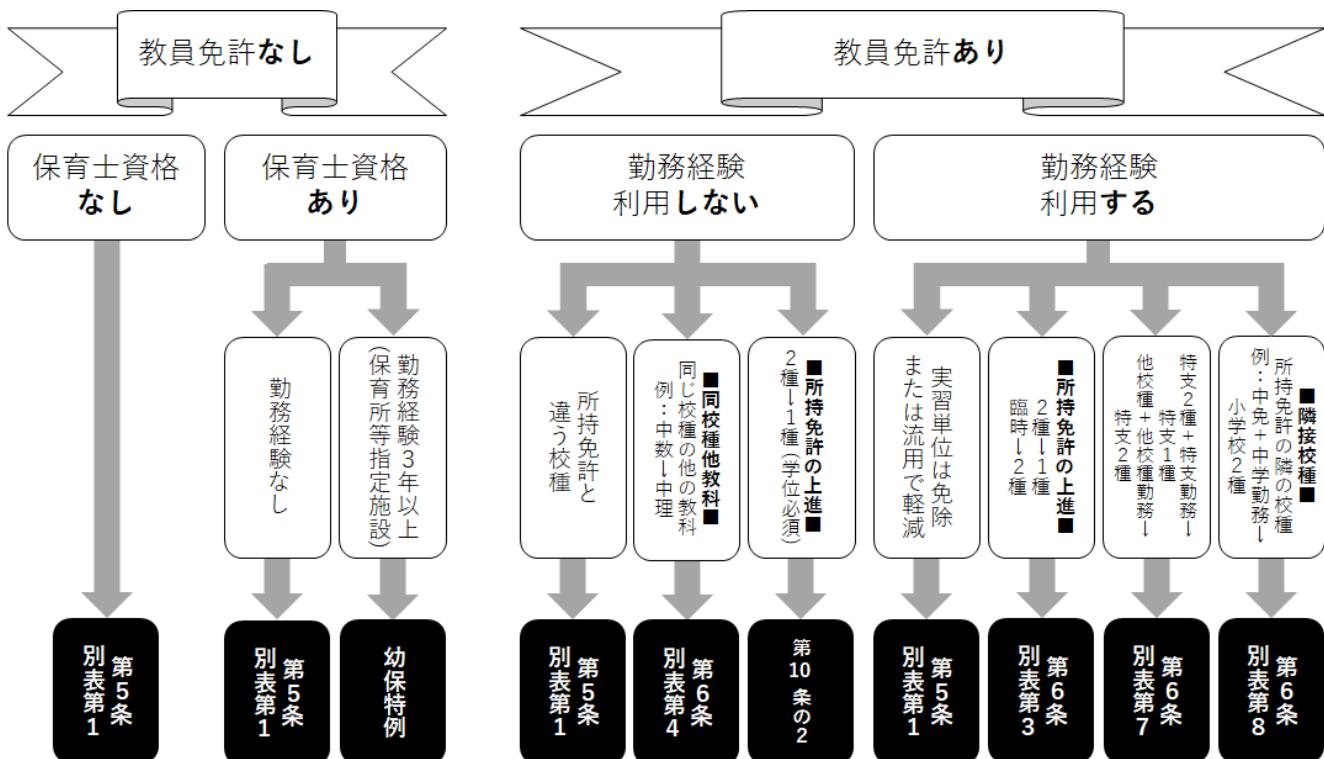


◆根拠法令早見表◆

<詳細も必ず確認してください>



■根拠法令詳細■

第5条別表第1

基本的に本学のカリキュラムに沿って教員免許状を取得する方法。

■免許なし

- すべての単位を本学で修得
- ・他大学で取りこぼした単位を修得
- ・本学の前学籍で取りこぼした単位を修得

■免許あり

- 勤務経験あり：中高免許＋小臨時免許→実習免除で小学校1種を取得
- 勤務経験なし：中高免許→実習軽減で小学校2種を取得

第6条別表第3

勤務年数と単位修得によって、上級の免許状（2種→1種、臨時→2種）を取得する方法。学士の学位がなくても申請可能。

■免許あり

- 幼稚園2種＋幼稚園勤務5年以上→幼稚園1種に上進
- ・小学校臨時免許＋小学校勤務6年以上→小学校2種に上進
- ・中学校2種免許＋中学校勤務5年以上→中学校1種に上進
- ・高校臨時免許＋高校勤務5年以上→高校1種に上進

第6条別表第4

中学校もしくは高等学校教諭の教員免許状を有する方が、必要な単位を修得し、同じ校種の他教科の免許状を取得する方法。

■中学校もしくは高校の免許あり

- ・中学校の国語免許を所持→中学校の英語免許も取得
- ・高校の数学免許を所持→高校の理科免許も取得
- ・中学校と高校の音楽免許を所持→中学校と高校の美術も取得

第6条別表第7

3年以上教員として勤務した方が、必要な単位を修得することで、特別支援学校の教員免許状を取得または上進する方法。

■免許あり

- ・幼小中高いいずれかの免許状＋幼小中高いいずれかの勤務3年以上→特支2種
- ・特支2種＋特支勤務3年以上→特支1種

施行規則第10条の2

2種免許状を取得した学士の学位を有する方が、1種免許状を取得しようとするとき、1種に必要な単位のうち2種にかかる単位を修得済とみなし、不足する単位を修得することで1種免許状を取得する方法。

■免許＆学位あり

- ・小学校2種免許＋不足単位修得→小学校1種を取得
- ・中学校2種免許＋不足単位修得→中学校1種を取得

幼保特例制度

3年以上指定施設で勤務した保育士の資格を有する方が、必要な単位を修得することで、幼稚園の免許状を取得する方法。

■保育士資格あり

- ・学士の学位＋保育士資格＋保育所勤務3年以上→幼稚園1種を取得
- ・短期大学士＋保育士資格＋保育所勤務3年以上→幼稚園2種を取得

■判断できない場合

→提出先の教育委員会や教育機関等にご確認ください。